八王子市排水設備工事指定工事店異動等届

令和 年 月 日

八王子市長 殿

八王子市排水設備工事指定工事店の変更事項等について、次のとおり届け出ます。

	住所又は所在地			〒
届	フ リ ガ ナ			
Ш	商号	又 は 名	称	
出	指定番号	分及び電話番	号	
者	代表者	住	所	
	1、衣 有	氏	名	
変	更事項	及び理	由	
新				
	I	日		
第 又 <i>i</i>	王子市下水 10条の35 は第2号への の説明	第2項第1号		□八王子市下水道条例第10条の3第2項第1号に該当 □八王子市下水道条例第10条の3第2項第2号に該当

確認事項

八王子市下水道条例では、排水設備指定工事店及び排水設備工事責任技術者の指定 ができない要件として、下記の通り定めています。

ご一読いただき、これらに<u>該当しない場合は、☑・指定店住所・名称・氏名欄にご記入ください</u>。

排水設備指定工事店について(条例第10条の3第2項第1号、第2号)								
	精神の機能の障害により排水設備等の新設等の工事の事業を適正に営							
	当た	って必	要な詞	忍知、	判断及び意思疎通を適切に行うことができない者。			
	破産	手続開	対の	決定	を受けて復権を得ない者。			
排水設備工事責任技術者について(条例第10条の9第5項第1号、第2号)								
	精神の機能の障害により排水設備工事責任技術者の職務を適正に営むに当たって							
	必要7	な認知、	判断	及び意	意思疎通を適切に行うことができない者。			
	破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者。							
上記に該当はありません。								
,	令和	年	J	1	日			
	指:	定店住店	所					
	指定店名称							
	氏	4	名					

	排水設備工事指定工事店申請時に必要な書類									
	(東京都内に営業所があることが要件です)									
	法人	商業登記簿の「登記事項証明書」								
1	個人	「住民票」								
		「身分証明書(本籍地の役所で発行)」								
2	営業所(店舗)の建物の「登記事項証明書」又は「建物賃貸借契約書の写し」									
3	営業所(店舗)の写真及び案内図・平面図 (デジカメ写真可)									
4	確認事項(申請書裏面の記入をお願いします。)									